# 幕末・明治初年における

# 在町商人の土地所有について

### la L

得ているといえる。就中、賀茂郡農村地帯を対象にしたものが多く、得ているといえる。就中、賀茂郡農村地帯を対象にしたものが多く、下黒瀬村土居家をはじめ、郷村有田家、吉川村竹内家、上保田村平賀下黒瀬村土居家をはじめ、郷村有田家、吉川村竹内家、上保田村平賀で郡竹原下市において春水・春風・杏坪或いは春水の子山陽らの文化及郡竹原下市において春水・春風・杏坪或いは春水の子山陽らの文化及郡竹原下市において春水・春風・杏坪或いは春水の子山陽らの文化人を輩出した頼家を対象とし、その上地所有の展開、地主・小作関係の特質について検討し、地主制形成期の問題として位置付けてみたい。同家は、春水らの父享翁以前は竹原地方における一介の中小商人に過ぎなかったが、幕末・明治初年を経るまでに耕宅地・塩田を所有に過ぎなかったが、幕末・明治初年を経るまでに耕宅地・塩田一二軒を所有する有数の資産家となっているのである。

現在、

幕末・明治初年は「世直じ」状況期としてとらえられ、

らない。当地は製塩業を主たる産業とし、

北国・西国船から米(飯諸国廻船との取引きをその

そこで頼家の居住する竹原下市についての概略を述べておかねばな

重要な経済活動となしている。 すなわち、

土地の集積に向からのである。

おける中小商人もまた、豪農層と同様に有力な致富手段の 一つとして

1表 下野村	付における			
所有規模	(自村)民	明治 11年	下市村	i
5 ~10	1人	0.2	,人 1	0.5
2 ~ 5	.12	2.2	2 .	.0.9
1 ~ 2	73	13.4	2	0.9
5反~ 1	119	21.9	17	7.8
3 ~ 5反	72	13.3	22	- 10.1
1 ~ 3	132	24.3	79	36.2
~ 1	134	24.7	95	43.6
計	543	100.0	218	100.0

İ	所有規模	浦福田村	寸明治 12年	高崎村	124-1	仁賀村	134
-	5 ~15	십	0.6	싀	<b>%</b>	人 1	0.4
	2 ~ 5	10	6.4	5	4.8	2	0.8
	1 ~ 2	35	22.4	7	6.7	23	9.2
	5反~ 1	32	20.5	27	25.7	73	29.1
	3 ~ 5反	21	13.5	19	18.1	51	20.3
	1 ~ 3	28	18.0	23	21.9	61	24.3
	~ 1	29	18.6	24	. 22.8	40	15.9
-	計	156	100.0	105	100.0	251	100.0

他近隣の村については第一・二表のとおりである。地租改正時の丈量 売却して薪・木綿を買い受ける、という構造を基本として 所与の商品 用)・干鰯を購入して、地塩を売却し、 背後の農村に対しては 干 鰯を る。これを補福田村の如き分解の遅れたところを比較して、 間の層が三五%前後とかなりな程度の土地所有分解の進行が認められ 未満の土地所有であり、他方二町歩以上所有者が約二~五%、その中 が完了した時点ではあるが、下野・高崎・仁賀各村民の六〇%が五反 下市における階層構成は明らかではないが、隣村下野村およびその 有元正雄 野村にとどまらず周辺他村においても竹原下市の 有力商人が貸付地を 作と少数有力商人の貸付地所有の二つの形態があることが指摘されて は一層激しい分解が予想される。また第一表に見られるように、 下市 下市・下野村内のみ)。 村民による隣村下野村内での土地所有がみられるが、多数の零細な出 ならないが、とまれ下市においては経営規模は別にしても 所有規模で いる。後者には、頼家のほか桐谷・亀田家などが含まれているが、下 また、周辺農村の小作慣行もある程度明らかにされているが、 大略 般的に所有していたのである(但し、 頼家の所有地はこの時点では つぎのとおりである。

流通が展開していた。

後と零細であること、②複数地主、或い (1)納入小作料額の規模はおおむね二石前 は複数小作人との関係をもつ散り掛り的

氏は「竹原周辺型」という分解の型を検出されて

いる。但し、分解の型についてより正確な検出を

るが、なかには一町歩近い土地所有者で 地を小作する者などもいたという。 他人へ小作させながら、同時に他人の土 の土地所有規模は五反末満が圧倒的であ 関係が多数存在していたこと、③小作人 それでは頼家の経営の分析に はいろ

経営の全体的な展望を得るために第三 二 頼家の収支について 内簿』である。

う。なお本稿で扱った史料は特に注記し

ない限り、同家の大福帳的性格をもつ『

表を用意した。『内簿』の帳簿上の性格

	•			•		•			_
			元燈	万文	. •	炽	天嘉		7]
		<b>=</b> 5:	治応	延久	•	政	保永		
<u>}</u>	7 8 9 10 11 12	10 KG 6400.					14 3		
	519.32 477.88 489.82 577.41 666.06 951.07	17,203.0 14,691.5 12,546.9 19,867.6 14,580.8 19,423.3 91,031.1	8,261 9,467 14,078	5,073. 6,261. 4,977.	3,621. 3,511. 4,265. 5,477.	4,523. 4,591. 4,161.	3,171.5 5,713.6 4,069.2	小作料	
	2 477.84 524.56 88 524.56 12 350.66 11 517.66 734.72 971,088.38	048,117.4 5548,117.4 963,264.3 9646,913.7 879,033.0 137,556.2	1 5,367 5 9,294 322,798	1 0 5 1,259 639	4000	571	75 10,438.	利足銀入	ਰ
2000		2007344 200734 200734 20073 20	21169	5 2,165 2,10 2,10	2,44 2,49	1,00 1,11 1,65	2 1,88 1,30 80	※型 終型	
	33.17 41.94 61.02 101.50 121.67 174.66	24.08.08.00 24.08.08.00 24.08.08.00	400c	6.928 6.928 6.0	2.6 4.3 4.2 21	5.86 11	,889.0 ,302.5 2	接・	
	681.89 727.24 274.82 300.00 190.81 380.07	2,524.4 2,238.2 2,2514.8 1,2514.8 2,277.8 2,277.8 1,668.2 2,909.3 #4 III	148.9 95.2	,810.6 ,901.9 ,097.9	527.4 905.0 621.2 782.1	,711.0 188.7 1,666.2	及 ,800.2 ,522.6	造方	
200	18.02 35.05 16.70 12.63 8.76	1,255.4 1,107.1 12,835.2 1,437.0 5,516.8 3,802.1 1,033.5	730.7 516.9 1,145.4	331.7 602.6 1,281.9 927.0	1,301.5 2,578.3 1,433.9 732.0	1,376.7 1,347.7 730.3	72 94.2 1,712.4 1,539.5	配かる の 平 本 会	χ :
	1,700.23 1,806.67 1,193.02 1,509.19 1,722.02 2,669.50	69,700.2 76,957.1 101,161.3 69,513.5 101,408.4 77,345.1 132,530.0	16,202.6 21,010.3 39,522.0	25,866.1 37,872.4 26,652.0	7,138.4 13,256.9 13,765.1 30,485.9	18,614.3 16,245.7 4,881.3	72. 15,592.8 11,528.7 7,939.3	#	•
,,	934.70 7 953.02 7 783.61 762.49 2 869.44 1,172.60	252,478.3 252,478.3 152,750.3 151,589.9 571,764.7 458,661.0 112,259.1	16,047. 21,309. 32,472.	9,632. 13,743. 13,917.	5,885.8 7,962.7 8,247.0	8,366. 8,829. 8,919.	4,027.4 9,362.3 8,268.4	世带入費	-
-	203.17 203.17 2 172.03 1 283.66 9 177.64 1 187.19 0 321.30	113,772.7 111,275.7 111,639.1 113,143.8 10,527.0 11,486.1	5,787 6,648 10,197	3,567 4,739 3,460 5,092	2,364. 7 2,374. 5 2,862. 3,842.	2,828. 3,614. 3,172.	2,174. 3 4,481. 1 2,721.	耳型	#
-	<u> </u>	<u> </u>	<u>. 0                                   </u>				9 962.9 8 3,671.7 0 3,726.3	利足銀出	
-	104.19 44.76 52.23 1,95 4.48 13.53	2,328.9 2,328.9 2,328.9 7,784.3 7,784.3 877.3	1,531.7 93.2 4,261.1	1,419.3 0 2,460.1 3,032.8	3 139.0 2 2,160.5 2 718.7 6 687.4	4 4	1,721.0 7 1,022.6 8 681.5	諸遊請	
	59 98.49 59.44 592.08 54.93	3,706.7 3,706.7 5,533.6 5,533.8 1,937.3 8,1,937.3 8,2,577.4	1,255.1 4,690.0 1,817.5	1,182.8 467.9 2,884.9	1,030.1 423.5 432.9 2,408.5	1,399.1 1,929.2	72 1,258.2 2,881.9 1,073.3	昭のの場合のあり、	E
	1,340,54 1,266,06 1,178,94 1,034,15 1,116,94 1,562,35	70,061.5 71,643.6 93,370.5 77,809.6 56,881.1 130,519.2						===	
=		(-) 22(-) 22(-) 22(-) 22(-)						挺	
	359.70 540.62 14.08 475.04 605.08	083.0 895.7 517.7 598.8 010.8	730.7 226.1	160.1 518.8 356.9	316.9 118.5 238.7 186.8	279.4 382.0 911.6	448.5 891.6 531.2	<u></u>	

1-			
	天郑 实 万文 元颐 明		
ĺ	保水 政 延久 治応 治	/	/
ļ	1 m m m m m m m m m m m m m m m m m m m		
ľ		آج	
ļ	24.22.23.22.23.33.23.23.33.23.23.23.23.23.	小作料	
ĺ.	38833114.655712.335686.35672.33567.3567.3567.3567.3567.3567.3567.356		
l		層	豆
١	66.% 66.9 5.1 5.1 5.1 5.1 5.1 67.7 69.6	利足銀	
1			
١		<b>学然</b>	
•	67652222222222343705756847433365501112% 	₹.	
ŀ		- Fig	
	世 (212229778287782778787878787878787878787878	拉	-
	第 19 22 31 56 52 9 56 57 57 57 57 57 57 57 57 57 57	15	
		館そ	
	100% 1947 1948 1948 1998 1998 1998 1998 1998 1998	限句	
	0.00000000000000000000000000000000000		۲.
l			
	111111111111111111111111111111111111111	7	
١		博	
	2880478888888888888888888888888888888888	世帯入雲	
	81.2 81.2 81.2 81.2 81.2 81.2 81.2 82.5 82.5 82.5 82.5 82.5 82.5 82.5 82.5 82.5 82.5 82.5 83.3	世	
		Ħ	× <del>:</del>
	23.8 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	产	
	"COUNCICO CO		
		局	
	51.28.5.75.5.80 51.28.5.75.5.80 	利足织出	
	<u> </u>	1—	
		超地	
Ì	000426007428012886523334427690	· 性計	
		弱か	
į	220000000000000000000000000000000000000	0 _	
	236555151804074227802569124 1175501 23655551518040742259126912501	급4	Œ
		=======================================	
į	185.86 113.11 113.11 1146.2 1146.2 1146.2 1146.2 1155.8	2	
		t .	146
	T TTTTT TTTTTT	'	*
	34.8 35.8 36.4 37.5 37.5 37.5 37.5 46.2		Jil.
1	210102402040000000000000000000000000000	1	

西米安安安(2)

されていないなどの制約はあるが、概観するには差支えない。 から、全体の資産状態が判明しない、また塩田所有における収支が記

収入に占める比率は年々の状況により差があるものの、 だいたい二〇 まず、小作料収取については次節で検討するとして、その収入が全

~三○%程度であり、その地位はあまり大きくないと考えてよいであ

ていたが、翌二年当主永禧の弟三郎が分家する際に酒造株を譲渡し、文久元年(一八六一)までは酒造業による収入が大きな比率を占め ろう。その額は天保・嘉永年間から明治初年に至る間に四し五倍に増 大しているが、これは米価高騰と土地の新たな 購入 に よるものであ

帳簿からはその数字がなくなっている。

なる。各年とも額のうえからは金による貸借が多く^^ 一件当たりの貸 質 欠 33,640 963 113,601 2,048 23,554 96 134,105 14,354 借額も比較的大きい。商人相互間の 資金融通的な性格を有していたと思

銀貸借について、四か年をとりあげて整理すれば第四表のとおりと

る零細農民への貸付と考えられる。 のは、後述するその前年の火災の故 安政二年の負債状況が悪化している 未納などに対する貸付をはじめとす 付も数多く見られ、おそらく小作料

付

同家の『塩田会計』によれば塩田の収支残額は、年によって大きな差 があるもののほぼ『内簿』上の収入合計に匹敵するほどである。 ともあれ、小作料収入の占める位置は利殖活動全般のなかではさほ

田からの収入もあるが、明治七年まで『内簿』には現われてこない。

ど大きなものでないことが確認されたと思われる。

さて、天保一四年(一八四三)の利足銀収入には非常に大きな額が

費ノ分

る。

時の金価格の変動を利用して投機的に得た利ざやが約八貫含まれてい 計上されているが、このなかには貸銀に対する利足だけではなく、当

一金四百七拾九両

此代六百五拾九貫五百八十三匁也 壱貫三百七十七匁ナラシ

**屯貨十八匁四分七**厢 同四百七拾九両 Ϊï

われる。同時に小口の銀・銀札の貸

代四百八拾七貫八百四十七匁壱分三厘 差引残点

百七拾壱貫七百三十五匁八分七厘

得益

純益として手元に残されたわけで、 頼家にとって十分 なメリットがあ し引いても銀札一一三貫三七二匁一五、銀にして 八貫〇九八匁〇一が 銭に対する利足すべて合わせて五八貫三六三匁七二を「得益」から差 ・舟賃などの諸入用、口銭および元手銀(札)中一時的に借り入れた

これは主に尾道で金を買い広島で売るのであるが、 その際の宿泊費

てほぼ一○%前後を占める。また塩 医者としての収入(謝儀)が合わせ たのである。

亡治元 (1864)

貸

であろう。

そのほか貸宅による収入と永禧の

ぎのとおりである。 字となり甚しい欠損となっている。ちなみにその時の同家の 状況はつ 政元年(一八五四)には火災に見舞われたこともあって、酒造方で赤 だ詳細に見るならば、日用品のうち道具類・衣服、および諸屋給銀の 世帯入費も増加しているが、第五妻によればその消費構造に根本的な 平常より際立って多いのは、そのためである。このようなことは、 がより妥当であろう。 い。なおまた、じつに様々な物品が商品化されているのがわかる。そ 占める割合が徐々に増加しているのが知られる。これが価格の高騰に 変化が見られないので、全体的に膨張していると見るべきである。た で、収入のほぼ六〇~八〇%が費される。収入合計額の 増加に伴って 家の経営の多面的性格を考えるうえで興味ある素材だといえよう。 での価格によって帳簿のうえで計算を行なった札上の 操作と考える方 の売買の価格を記したものとも考えられるが、 むしろそれぞれの相場 当代価に比して飯米のそれはやや安価で換算されている。 それが実際 のうち、飯米の購入については若干疑問が残るが、帳簿上小作米の石 よるものか量的に増大しているものかは 定 量 的に は明らかにしえな 〇貫四四三匁)があげられている。 第三妻において同年の臨時収入が うか、『内簿』上に「当年迄売払利益」として 一一貫五六八匁 (銀一 唐本類凾韻府其の外三十一史之類、皆々双白堂に収蔵仕置、此へ火 さて、嘉永〜安政期には収支の差引きが赤字を示している。特に安 つぎに支出について 見てみよう。 世帯入費 の占める 割合が圧

### 第5表 世帯費支出の内訳

### (明治12年以外は銀換算による)

しているが、明治二年(一八六九)にはその一部を売却したのであろ六七)一〇月に実綿五四本・操綿八〇本を代銀六一 貫五六四匁で購入

このような事例は、幕末・明治初年にも見られる。 慶応三年(一八

<u> </u>					
		l ·	Ī	明治元(1868)	
食用品	久 % 1,353.3 31.7	3,021.5 31.1	鬼' % 11,587.6 24.2	タ % 9,199.1 17.4	円 % 276.82 23.3
(日用品	463.8 10.9	876.0 9.0	4,198.9 8.7	4,889.0 9.2	101.60 8.6
(〃(道具類)	443.8 10.4	1,976.6 20.3	14,855.9 31.0	18,937.9 35.8	335.57 28.2
諸雇人給与	286.3 6.7	629.8 6.5	6,038.8 12.6	7,070.6 13.4	165.79 13.9
その他	1,716.7 40.3	3,216.6 33.1	11,260.6 23.5	12,781.4 24.2	309.64 26.0
計	4,264.0 100.0	9,720.5 100.0	47,941.8 100.0	52,878.1 100.0	1,189.42 100.0

(注) 各分類項目の内容はつぎのとおりである(表記は原史料による)。

食用品:飯米・麦・雑穀・たばこ、日用品:菜種・紙・燈油・ろうそく・ 炭・薪、 道具・衣服、諸雇人給与:奴卑・杜康・職人・作事、 その他:贈遺・出府・小造・ 毎日小遺、

火は前文之次第真の丸焼、追々寒冷之節、当用之衣類に困り候位之 階抔は天上の火を拂少々之微物取出候位之事に御座候、 酒蔵抔一段 に火勢烈敷、何を出し候間合も無御座、丸切灰と相成申候、……失 蔵窓土戸不閉に相成居候『案外火道通焼仕丸焼と相成申候、本宅二 勢延焼、其脇近年土蔵へ大切之書敼遺物等 椀器道具抔収置申候處、

(一一月二五日)

**仕合、萬々御憐祭可被遣候……** 

これは頼永禧・丈七(廉二郎)が春水嫡嗣津庵(山陽子)に宛てた

書簡であるが、よくその状況を知りうるであろう。ともかく、この火

あるし、第三表においても利足銀払いの額が増えていることからも知 災後数年間は借銀が増大したであろうことは、先にも述べたとおりで も、同家にある程度の経済的な余裕が出てきた故のことであろうと思 くが、慶応三年からはほぼ黒字となっている。 三 郎の 分家について この後は文久二年(一八六二)の分家以後再びしばらくは赤字が続

察されているので、ここではそれに従って頼家の置かれていた位置を ではこの翌正月に打ちこわしがおこっている。この打ちこわしについ 確認するにとどめておく。 ては、すでに頼祺一・豊田寛三両氏が頼水禧の日記・書僧をもとに考 さて、慶応二年(一八六六)第二次長州征伐が開始されたが、竹原

諸人悪賊仇ト見受候故甚心配也」と明確に自己の立場を認識し、それような事態に対して頼家では、「此元ニも 酒造売事致候 事 故、色 々 役人・塩浜地主ら富家一七軒に対して打ちこわしを為している。この 慶応三年正月竹原下市の難渋者五〇〇人が牢舎を破壊し、 米商・町

> 賊」視し、半プロ層の攻撃対象となりらべき、 頼家の社会的地位を看 藩から「永年年頭御目見」を仰せつけられ、 し、遂ニ大災相免レ、老人初皆々大ニ安堵致」したのである。ここに 故に「段々以出入之者周旋防禦百計、右酒銀ニ而其座賄賂ヲ饗応いた 打ちこ わし 勢力を「乱

## 頼家の小作料収取について

取しうる。

取が問題となる。同家の所有地は全て貸付、地として 小作 に出してお 前節で経営の全体的な概観を得たが、本節では地主頼家の小作料収

り、手作りによる富農的経営はなされていない。

まず第六表において、作徳米(宛米)・年貢 ・ 頼家取分の推移を示

付加税をも含めた年貢高の多さが注目されるが、この年貢の割合につ 地面積はせいぜい二~三町歩程度のものであろう。さて、 この表から した。天保末~嘉永初年において宛米高が三〇石前後であるから、土 に占める現実の貢租負担の割合では古地 ・ 新開地とも 五〇~七〇% する免率は古地では九六%、新開地で五七~八%であるが、 小作料中 いてもう少しくわしく検討してみることにしよう。 そこで、元治元年 (一八六四) を例にとってみるならば第七表のようになる。 石高に対

1					
52.2					
53.3	2.2750				
73.1	2.6378				
69.7	1.7856 2.1000				
69.0	?				
石については合計30.0877 野村は含めた数値で算出					
いる。よって	実際の年貢				

第6表 小作米取分の推移および米価

	作徳米	引米	年 貢	差引	換算石 当米価
	石	石	石	石	久
天保14	27.8831	1.8815	18.0729	7.9287	105.5
嘉永 3	31.0943	4.4899	21.6846	4.9198	180.0
4	30.9887	.4119	21.6846	8.8922	110.9
5	31.1416	.4119	23.4894	7.2403	100.0
6	31.4075	2.0969	23.4679	5.8427	112.0
安政元	32.8333	.4119	27.1048	5.3166	100.0
2	33.0259	.4119	25.5459	8.0681	76.6
` 3	33.2697	.4119	27.7718	5.0860	77.0
4	32.9531	1.0619	24.6188	7.2724	98.7
- 5	33.0044	.7119	24.4612	7.8313	134.6
6	32.8919	1.0119	23.6971	8.1829	128.4
万延元	32.8876	3.0119	23.4312	6.4445	174.1
文久元	33.1471	.4805	24.7368	7.9298	118.5
2	39.8461	.4119	29.3410	10.0932	149.0
" <sup>"</sup> 3	43.5975	.4119	31.1935	11.9921	161.6
元治元	43.5958	.5119	30:0877	12.9962	188.5
慶応元	43.2789	.6119	27.2755	15.3915	306.9
2	42.1811	4.8419	28,4722	8.8670	577.8
. / 3	41.1811	.1500	27.3478	13.6833	395.4
明治元	42.4032	1.5019	27.4862	13.4151	332.1
. 2	43.1107	7.6375	27.4724	8.0008	573.1
3 '	42.5948	.5000	25.6764	16.4184	532.3
4	42.5278	•	26.4153	16,1125	297.9
5	42.9862		26.2211	16,7651	421.2
6	42.9862		26.7041	16.2821	464.0
7			<u> </u>		<u>·</u>

で、夫役米等の付加税をも加えるならば下市(往参照)・下野村ともで、夫役米等の付加税をも加えるならば下市(往参照)・下野村ともえも引かれていないところにも現われているだろう。そしてそのことはの強さを物語るものと考えられる。またそれは、類家が不作引を認揖の強さを物語るものと考えられる。またそれは、類家が不作引を認揖の強さを物語るものと考えられる。またそれは、類家が不作引を認揖の強さを物語るものと考えられる。またそれは、類家が不作引を認揖の強さを物語るものと考えられる。またそれは、類家が不作引を認揖の強さを物語るものと考えられている。それ故に不作引の認否はよって、当然同家の取分が減少している。それ故に不作引の認否はによって、当然同家の取分が減少している。それ故に不作引の認否はによって、当然同家の取分が減少している。それ故に不作引の認否はによって、当然同家の取分が減少している。

第7表 作徳米・年貢の字別内訳 (元治元年)

村	•	字	面	積	筆数	作徳米(a)	引米	年貢(b)	差 引	高 (c)	免率(b/c×)
下市村	新	開	:	· : .	1	石 1.3000	石	石	· 石 }	石	% .
	大	新開		:	- 3	4.9000		3.9174	2.2826	6.7310	58.2
	多	井新開			1	5.7000	0.4119	2.9730	2.7270	5.1705	57.5
		町出口			4	9.1000		4.8484	4.2516	5.0295	96.4
	古	庭田	1 反 21步	2畝	1	3.3500		2.4486	0.9014	-2.5400	96.4
下野村	大	方		1	3	4.5524		1	<b>)</b> :		,
	沖	. #		-	3	5.0938		13.4155	5.7303	9	?
	秋	井田	4反	2畝	3	7.4996		付机共	5.7303	•	•
	. 田	ノ浦田	1反		1	2.1000	0.1000	(优 共)	)		
合		計		?	20	43.5958	0.5119	30.0877 (付加) 税共)	12.9962	?	?

(注) 下市村の年貢には付加税(夫役米・新開水廻銀等)が含まれていないが、その計 2.8967 石中に含まれる。なおそれ故に、(b/a×100)では下市村は付加税を含めないで、下されている。下市村全体の付加税を含めた数値は68.5%となる。 多井新開の引米は「用處溝引」によるものであり、年貢においても引米を認められて納入は(2.9730 - .04119=2.5611石)となるわけで、年貢合計にはこの数字を加えて田ノ浦田の引米は「当年早損ニ付引」かれたものである。反当作徳米の())内の数

より一層倍加されたものになる。

さて第二に、第七表から一筆当たりの面積を計算すれば、判明する

層厳しい問題とならざるをえないし、地主対小作人の対抗・矛盾は

家族労働力を放出・燃焼させていたと思われる。

定免制と検見制とが併用されていたようである。たとえば、

第三に、小作料収取の方法について見れば、当該の時期においては

○文久元年(一八六一) (下市村)

大新開

一同壱石四斗

よし兵衛預

一米壱石三斗

市右衛門預

同横溝

一同弐石

竹松預

が分析された有田家とも似たような状況である。ただ一石未満の者が が、やはり一と三石の者が中心といえる。農村部、たとえば畑中誠治氏 である。また小作人の預り高の規模を示せば第八表のとおりである うに一筆五石七斗のところもあるが、ほとんど二石前後の<br />
零細な地片 限りでは約一反、預け高でいえば二石余である。なかには多井新開のよ

ほとんどいないのは異なるところであるが、如何なる理由によるもの かは判明しない。なお、五石以上の者は後述するように作人の交代が

比較的よく見られるので、年によって様相を異にするが最高でも八石

天保14

2

1

5

8

石3

下市における塩田労働や諸商 ていたと考えられる。また、

計

捌之仕馴ニ御座侯」といわれ

二白木綿或者鳩反物二仕立売

大新開

一同壱石四斗

恕吉預

一米壱石三斗

喜兵衛預

或いは「昔古ゟ下方女職

るように木綿織りなどに、

同横溝

(単位	J
	_

2 3

12

17

石 2<u>.506</u>

頼家小作人の階層・経営規模 程度である。史料的制約から

高壱石五斗七升八合

**壱石五斗弐升八合一勺** 

外二 七斗弐升弐合

同上米

多兵衛預 下之村沖田一株

などを明らかにしえないのが

(详	位
	003

治3

1)	单位
<b>芯元</b>	B

(-1	- 122-
吃元	郥
1	

(1	<b>P</b>	区	
=	T	ВĦ	

`	_		
ř.		明	

( -	7	<u> </u>
元:		朗

(1	<b>P</b> 1	ΙУ.
元		R)

(1	平1	M
=	T	В

1	(1	単	ſ
		7	

(i	単	ď
	т	

	(単位
_	$\overline{}$

	1	(i	単	
_			Ŧ	

	(単位
-	

5

9 1

16

残念であるが、初めに触れた

高壱石四升九合

一壱石壱升五合八勺

善助預

同大株半方

同上米

外 四斗三升九合

	(
 _	

			(	
_	_	_		_

	1	
_		_

		(.
28	-	=

	(1	
_	_	Ī

Т		_

安政元

2 1

9

12

展開しているので、同家小作 り掛り的な地主・小作関係が ように当地方では錯綜した散

人は他の地主とも関係を有し

o 慶応三年(一八六七)

.....(以下略)

新開村

	(	À

	(	単
_		_

		(	肖	1
_	_		_	7

	(	Ě
 	_	_

()	1

(	¥	į	7

_	(単位	

(	详

	(	ì

(単

同冲田一株 一同壱石四斗三升四合弐勺

\* · '七斗弐升弐合

同上米 多兵衛預

る。しかしながら同家の土地購入が本格化するのは、紙幣整理が強行

に一五石増加し、明治五年の段階で所有耕地は約四町 四反となって

最後に第六表のとおり、天保末年の約 二八石から明治初年に至る間

なるだろう。

の耕地であるから、だいたい延にして半数の箇所に移動があることに

は倍増して二〇年代初めには二〇町歩地主となるわけである。 された明治一〇年代後半の松方デフレの時期であり、その間に所有地

一同九斗五升三合四勺 外一四斗三升九合

同大株半方

善助預

…………(以下略)………

制により、下野村九筆のうち六筆は検見制によるものである。 一般に 少しずつ額の異なる者があり、前者は下市に、後者は下野村にそれぞ れ見られる。たとえば慶応三年を例にとると、下市村九筆は全て定免 このように、各年一定額を納入する者と勺の単位まで計算して毎年

はこのような事情を示すとも考えられる。なお検見による六筆全てに 米作のみの田地では検見制がとられるが、同家に見られる両者の併用 定額の上米納の見られることも注目される。 第四に各 耕地 に おける 作人の交代が比較的よく見られることであ

輪作などで棉作をも行なう田地(湿地においては掻揚田)では定免制、

ることである。たとえば万延元年から翌年にかけて計一〇件、同じく れる。そして注目すべきは、不作の年とその翌年にかけてよく見られ 慶応二年は計三件、明治二年は計九件が見られる。 各年とも約二〇筆 開において作人の変更が見られたが、 このようなことはほぼ毎年見ら る。先の文久元年と慶応三年との比較のなかでも、下市村新開・大新

> 安定性をもたず、 離していた。但し一般的に明治初年においてもなお地主的土地経営は 三町歩を所有していたが、その土地所有は初発からす でに経営とは分 そこでこの期の意義を明らかにしておこう。 頼家は天保末年に二し 頼家もまたその例外ではない。それは一つには年貢

ものであって、土地投資それ自体が目的化されていたわけではない。 にも制約されて米穀市場などの商品市場が完全な成熟を見ていないこ の高さに見られる領主的規制の強さによるものであり、またそのこと 期的な利殖活動全体のなかでその土地所有は相対的な地位にとどまる とによるものであると考えられる。頼家についていえば、この期は前

しかし地租改正による私的土地所有の法認から松方デフレ期に至る

り経営の解体→寄生化というパターンをとらずに、初めから寄生化、 る。同時にこの時期は(西日本を中心に)一般的に土地所有と経営の つまり土地所有と経営の分離がなされていたと考えられる。 **分離が最終的に確定する時期であったが、 頼家の如き在町商人は手作** 

って、この時期を切り抜けたものが明治地主制 を 構成 することにな ある。但しこの間においてもなお没落の危険性を背負っていたのであ 原蓄最盛期を経る間に土地投資が本格化するのは先に述べたとおりで

### 9

結びにかえて

### 注

『日本史研究入門』№第六章参照

(『芸備地方史研究』六九・七〇)も併せ参照のこと。治 「近世後期瀬戸内農村にお ける 『農民的土地所有』 の進展」「危機の深化と諸階層の対応」(『講座日本史』4所収)、小川国

- 明治期の頼家を扱ったものに、有元正雄「日本資本主義発達に明治期の頼家を扱ったものに、有元正雄「日本資本主義発達に
- ③ ここでは佐々木潤之介『幕末社会論』二八六~九頁の理解に従 石嘉一郎「明治維新と階級闘争 (とくに 農民闘争)」 (『歴史学研 の所産とみなし、以後なおも小ブルジョア 的発展が続くとする大 菅田各家においてもほぼ同様の時期に同様の事態が見られる(キキ られ(たとえば四一〇~一頁)、また賀茂郡 土居 ・ 有田・平賀 村哲『明治維新の基礎構造』などの説があって、必ずしも定説と を主張し農民層分解について佐々木氏とは異なった理解を示す中 究』三三九)などや、幕末期畿内において富農的小作経営の存在 った。しかし、同じ天保期の挫折を認めながらもそれを封建反動 と、である。以後の重要な課題の一つであろうと思われる。 なお かでどのような意義をもつかでその 類 型区 分がなされるべきこ どう理解するか、であり、二つは手作り経営がその 経営全体のな 換を促したところの天保期における 経済発展或いは市場の性格を われるが、なおここには二つの問題点が含まれる。一つはその転 (1)各論文)。故に一応の目処を天保期に おくことも 許されると思 天保期)前後を境とする手作り経営縮小—寄生化への 転換が述 は言いきれない。しかし中村氏右書のなかでも、 一八三〇年代

前掲『幽光』五八~九頁。

方史研究』七三)、頼祺一「慶応三年竹原下市『打こわし』と『え

豊田寛三 『慶応三年竹原下市打こわし』について」 『芸備地

(6) 有元正堆「明治期における竹原周辺の農村構造」(『市史』第二前掲書などの記述に負った。 前掲書などの記述に負った。 でも『竹原市史』(以下『市史』)全五巻、 渡辺 則文 「近世在郷(の) 竹原下市については既にしばしば述べられており、本稿におい(の) 竹原下市については既にしばしば述べられており、本稿におい

巻所収)第一九・二三・二七・二八・三一表による。

(7) 同右四三八~四〇頁。(6) 同右四七一頁。

金廿五両二朱

永一匁四分九厘

札三百二拾匁

(元治元年)

〆金ニシテ廿九両二歩

永五匁八分六厘

春風館所蔵文書。なお参考までに同家略系図を示しておこう。

() 東家の共正月オーライフながら、 は30を注の(の) 同家慶応三年『當分諸扣帳』。但しこれだけ 多額の 資金をどの(の) 前掲『山陽先生の幽光』による。注(3)参照。 ている。 なの収支については天保年間からの『塩田会計』が 残されている。

17 11日本文台市場論文。16 11日本一三頁注(2)。

えじゃないか』」(『同右』七六)。

類棋一前掲論文一一頁。

る竹原製塩業の成立と発展」二六七~七二頁。(以)『市史』第一巻第六章、同第二巻中部よし子(の)畑中誠治前掲論文。

借に基づくところの購入であろうと思われる。(その増加は購入によるものであるが、ほぼつぎのような金銀貨(同右第四巻三二二頁、史料番号三五二。)

小川国治前掲論文二四~五頁。有元正雄前掲「資本形成の一側面」九七頁。

治助へ直ニ相渡シ……

(付記)

なお成稿から改稿に至るまで、広島大学文学部有元正雄先生にの怠慢である。 の怠慢である。ここまで改稿が遅れたのは、ひとえに私めなおしたものである。ここまで改稿が遅れたのは、ひとえに私小稿は一九七六年七月の芸史大会で行なった報告を全面的にまと

**懇切な御指導を賜わった。深甚の謝意を表したい。**